

質問項目

1. 旧後楽館中・高跡地等について
2. 陸運支局跡地と地域要望、図書館整備等について
3. ごみ政策について

下市このみ

1. 旧後楽館中・高跡地等について

旧後楽館中・高跡地等については、昨年 6 月議会の「当該跡地は文化、芸術、そしてにぎわい創出、そういった言葉をキーワードにして、これから検討に着手してまいりたい」という市長答弁が、9 月 8 日には突然「公募による売却を前提に検討したい」に変わりました。6 月議会から 9 月 8 日までに、なぜ変わったのか、どこで変わったのか、理由や経過が全くわかりません。私はこのことに関する全ての文書の情報公開請求をしました。公開された文書は、庁内掲示板に載せた 7 月 29 日〆【照会】旧後楽館中・高（天神校舎）跡地の活用についてと学校施設課 8 月 10 日起案 8 月 31 日決裁の「行政財産（教育財産）の用途廃止及び引継ぎについて」の決裁文書で用途廃止の理由に「学校としての活用が見込まれないため、売却を含めた民間活用を検討するため」と、ここで初めて「売却」の二文字が出てきました。

これに先立つ 5 月 17 日市長決裁の「岡山市の保有する未利用地等の処分に関する方針」には、「売却を基本とし、手法は一般競争入札とする」「各局室長が、まちづくりの方針に基づき、未利用地等の活用方針を個別に定める必要があると判断したものについては、この限りではない」とされています。

①「この土地の活用を希望する課は連絡を」という財産活用マネジメント推進課の投稿は、いつ、誰が、どのようにして庁内掲示板に載せることを決めたのですか。

8 月 31 日までは教育財産であり、教育委員会所管の施設です。

② 28 年 11 月議会で教育長は「公民館や教育研修の機能を持つ施設を希望しておりましたが、全庁的に協議した上で決まった方針に合意した」と答弁しています。

委員会等で「どこからも希望がなかったので民間売却に決めた」と財産活用マネジメント課は発言しています。

教育委員会の希望はなぜ認められなかったのですか。

「全庁的に協議した上で決まった方針」はいつの何の協議のことですか。

③ ちょうどこの時期に灘崎公民館のウエルポートへの移転問題がありました。

8 月 2 日と 8 月 9 日の局内政策会議や教育委員会の会議で、灘崎公民館のウエルポートへの移転問題について協議しましたか。

11 月議会で教育長は「用途廃止及び所管がえにつきましては、関係部局と協議した上で理由も含めて起案文書の決裁によってなされた」「教育委員会の会議では議題になってお

りませんので会議録はございません」と答弁しています。

用途廃止の理由にある「学校としての活用が見込まれないため、売却を含めた民間活用を検討するため」は教育委員会の見解ではないのですか。

決済は決定ですが、決済をとることは、誰が、いつ、決めたのですか。

④「未利用地の処分等に関する方針」には「未利用地等の処分については売却を基本とし、手法は一般競争入札とする」とあります。

公募型プロポーザル方式による売却は、いつ、誰が、決めたのですか。

⑤最低売却価格 7 億 9830 万円についての不動産鑑定評価書についても開示請求をしましたが、非開示とされました。現在、異議申し立てをしています。

旧東区役所等跡地では、委員会に於いて解体撤去費用相当額は約 1 億 3000 万円と示されています。

旧後楽館中・高跡地等について建物の解体価格は示されていません。

このことについてどう説明されますか。

⑥さらに羽場議員の質問にもありましたが、プロポーザルの審査結果、採点結果も公表されていません。私が知る限り、岡山市ではこんなことはありませんでした。

また、旧東区役所等跡地では、西大寺地域中心市街地活性化委員会の意見、つまり地元の意見も聞いており、同様だったと委員会で説明しています。

なぜ、旧後楽館中・高跡地は、市民の意見を聞かずに民間売却を決めたのですか。

旧後楽館中・高跡地は、何か特別な扱いをされているのでしょうか。

⑦当局のいうポテンシャルの高い中心市街地のこのまとまった土地は、市民共有の貴重な財産です。この土地の活用方法について、市民に問うこともなく、議会に図ることもないまま、民間売却の方針が決定されました。そして、その意志形成過程の文書は存在せず、議会は検証することもできません。

市長の提案理由説明にある「透明性の確保こそが公平・公正な行政運営の要である」「政策形成過程を含めた情報発信を積極的に行ってきた」は、この後楽館跡地の民間売却、プロポーザルによる事業者選定については、活かされていないと考えます。

どのようにお考えか、ご説明ください。

⑧市長記者会見で、今流行の付度がおこなわれたのではという質問が出ています。ないとのことですが、岡山市は山陽放送の株主であり、市長は山陽放送から役員報酬を受け取っています。最高価格 1 4 億 8 千万円より 2 億 8 千万円も安く売却したので、山陽放送は得をして、岡山市民は損をしていることになります。

市長は、「最終的な判断権者は岡山市長になるわけですから、その判断に間違いがないというように私としても思った」と述べています。ところが事業者募集要項には、「判断権者が岡山市長である」とは書いてありません。どんなに高い点数が出たとしても、市長が判断するということは、点数は参考点に過ぎないということですか。

2. 陸運支局跡地と地域要望、図書館整備等について

①昨年 12 月 26 日に幡多学区の要望書を市長と教育長に提出しました。この要望書は、「中区の防災対策整備と公共施設集合について」というテーマで、中区の陸運支局跡地に東公民館、東部地区図書館、コミュニティハウス、東岡山市民サービスコーナー、竜操防災セ

ンター、公園(避難場所)を作ってほしいというものです。

必要だが地域にないもの、地域にあるがもっと充実させたいものを陸運支局跡地に集合させて市民の利便性向上を図ってほしいという要望です。

中区には市営住宅が多いため、4区の住民一人当たりの市有施設の整備状況に大きな差は見られません。(北区2, 77㎡、中区2.68㎡、東区3.47㎡、南区2.62㎡)

市営住宅をのぞくと中区の住民一人当たりの市有施設の面積はいくらになりますか。

この現状についてどのように認識されていますか。

2月議会で財政局長は「当該要望書につきましては財政局で収受文書として各施設の担当部署等に合議をするとともに、その写しをおのおの配付いたしております」と答弁されました。

今後、この要望を具体化させていくためには、どこの部局とどのような形でお話を進めることができるでしょうか。

②幡多学区の要望書にもあります東部地区図書館についてです。総合管理計画の図書館の項で、「図書館整備実施計画を見直します。」とあります。

図書館整備実施計画のどこの部分を見直すのか、計画の見直しの中身とスケジュールについてご説明ください。

「サービスのあり方などの見直しは今後とも必要である」と2月議会で答弁されています。このことについてもご説明ください。

③教育委員会は、図書館を中央館、地区館、分館という3つに分類して整備してきました。二日市の中央図書館を中心に、地区館は北区の幸町図書館、南区の浦安図書館、東区の緑の図書室があります。中区には地区館はなく、東部地区図書館という地区館を設置するという岡山市の図書館整備実施計画を見直す必要性を見い出せません。図書館サービスの充実、東部地区図書館の建設から始めるのが岡山市の最善策だと考えます。

教育長は、いかがお考えですか。

④特に東部地区図書館用地は、平成10(1998)年に2億2529万5120円で土地開発公社が図書館を立てる土地として先行取得し、利息は28年度末で4838万6355円になっています。

「公社保有地の支払利息は、公共施設マネジメントの観点から解決を図っていかなければならない問題」と28年2月議会で教育長は答弁しています。

どのように対応していくのでしょうか。

⑤図書館整備基本計画の基本指標に「貸出登録率25%」が設定されています。24年度9.6%、27年度は9%と貸出登録率は減少しています。個人貸出登録者数は、25年の58,926人から、27年には57,318人になっています。

理由をご説明ください。

図書館の数は、北区6館、東区2館、南区2館です。27年度の区別貸出登録者数の割合は、北区7.5%、中区5.4%、東区10.3%、南区8.1%であり、図書館のない中区の市民の利用が少ないことがわかります。

教育長は、「地域の知の情報拠点として、できるだけ多くの市民の方にバランスよく利用していただけるよう図書館サービスの充実に努める」と昨年9月議会で答弁しています。

中区の市民に対してどのように対応していきますか。

東部地区図書館の必要性についてのご認識をお示しください。

3.ごみ政策について

①岡山市では、平成 21 年 2 月 1 日から、ごみの減量化・資源化の推進と排出量に応じた受益者負担の公平性の確保のため、家庭ごみの有料化が始まりました。

家庭系ごみは、19 年度 167000 トン、20 年度 161000 トン、21 年度は 134000 トン、22 年度は 133000 トンで最低となりましたが、その後は少し増えたまま推移しています。

これでは、ごみの減量化・資源化の推進という目的は達成されていないと考えられます。いかがお考えでしょうか。

② 28 年 2 月議会の答弁では「容器包装プラスチック 1300 トンのリサイクルに 7 億 5000 万円のコストがかかる。」「分別収集したプラスチック 1300 トンを全て焼却回避した場合の CO₂ 削減量は 3600 トン、リサイクルの過程で発生する CO₂ を考慮すると 1300 トンの削減になる」だから、容器包装プラスチックの資源化に取り組まないということでしょうか。

コストの詳細をお示しください。

1300 トンの CO₂ 削減はどこで取り組むのですか。

ごみの減量化・資源化の推進のために、家庭ごみの有料化を始めたのです。市民の皆さんは税金以外に年間 9 億円をごみ処理費として負担しています。

このままではごみは減りません。ごみの減量化・資源化の推進を進めるためには、容器包装リサイクルの完全実施が必要だと考えますが、いかがですか。

③岡山市では使用済みスプレー缶は、穴をあけて資源化物ステーションへ出します。

スプレー缶やカセットボンベなどに残っていたガスが原因で、ごみ収集車の火災が発生したり、収集作業員の方が危険なめにあうことを防ぐために穴をあけることが必要だと思っていました。しかし、2015 年札幌で、スプレー缶の穴あけで引火し火災が発生。死者が出るという痛ましい事故が起きた時に、穴あけする私達にも相当な危険があることを知りました。

札幌市は平成 29 年 7 月からスプレー缶・カセットボンベは穴をあけないで透明または半透明の袋に入れてごみステーションに出すようになります。環境省は全国の自治体に「市民が穴あけしないようにすることが望ましい」と通知を出しています。政令市で、穴をあけて出すのは岡山市、仙台市、神戸市、相模原市だけです。

27 年 9 月議会で環境局長は「国の事務連絡を踏まえ、今後研究していきたい」との答弁でした。

スプレー缶は穴を開けて出さないということになりましたか。

②町内会に入っていない人が、ごみステーションを使えないというトラブルに対して、岡山市は戸別にごみ収集をしない、焼却場に持ち込むか、廃棄物処理業者に委託してくれと言います。

ごみステーションの設置や管理を全て任意団体の町内会に任せていることに問題はありますか。

答弁

○大森雅夫市長

旧後楽館跡地、最後の質問。今回の決定に瑕疵があったのではないかなどの点についてお答えします。

まず、最初に私が山陽放送の取締役であるということに関してであります。利益相反など法律の定める法律の規定に遵守することはもちろんのこと、取締役会の際、雑談のときでさえ、私は、この跡地問題については一言も言及しておりません。

次に募集要項に判断権者は市長と書いていないということでもあります。これは、市有財産の処分の権限責任は、市長にあるということが法律上明記をされているわけでもあります。今回は、優先交渉権者の特定を、委員会に委ねました。しかしながら、私がコメントすることに何の問題もございません。なお、下市さんの今回の質問を、私なりに要約してみると、私が山陽放送から役員報酬をもらっているから岡山市に損をさせても山陽放送がいいと判断したと、そして、権限もないのに発言をしている、というように解釈できます。これはあまりにもひどい。私だけでなく、担当する那須局長、佐々木課長をはじめとする職員のみならず、ひいては、岡山市政全般に対して失礼極まりないと考えます。

私は、今回は後楽館中高跡地の売却、この対象となる土地が、中心市街地歴史文化ゾーンにおいて、数少ない私有地であるということで、できるだけ客観的にものを評価させていこう、判断させていこうというふうにやりました。通常、委員会は、定量的な判断をする場合は多い。今回の場合は、有識者の会も、定量的な判断をしてもらいました。これは今回が初めてだというように、私は理解しております。そして、恣意的にならないように、私は、委員会のメンバーにも、また有識者の方にも、那須局長そして有識者会の取りまとめ役である阿部先生に手続きの話はしました。それ以外の人には、後楽館のこの字も話をしておりません。もし疑いがあるのならば、今日メンバーがいます。ぜひ質問をしていただきたいというように思います。そして、先ほどの竹永議員の質問にもお答えしましたけれども、委員会での判断、そして有識者会での判断、定量的に判断をしてもらった結果、どちらも山陽放送が最も高い点数を出していただきました。そして、結果として、私は山陽放送に決めさせていただきました。どこに恣意性が入る余地があるのでしょうか。どこに付度する余地があるのでしょうか。

で、今、私が述べたことは、記者会見でほぼ話しております。先ほど、会見内容の話を下市議員は指摘をされておりました。したがって、今、私が言ったことは、ほぼご存知なはずであります。それでもなお、私が提案理由のときに申し上げた私の政治信条、正義、正直、良心を全面的に否定されるわけですから、何らかの理由、ないし根拠があるんでしょう。この議会っていうのは、私には質問権がないんです。はい。ぜひ下市議員、私に持っているものを出していただいて再質問をしてください。私も正直に、全身全霊をもって、あなたにお答えをいたします。

○那須正己財政局長

旧後楽館中高跡地、市長答弁以外のところをお答え申し上げます。まず庁内掲示板のおたずねでございました。この土地の活用を募る庁内掲示板につきましては昨年7月事務決済規定に基づき岡山市として決定したものでございます。

次に、教育委員会の希望はなぜ認められなかったのかというお尋ねでございます。当該跡地は岡山市土地創生のまちづくり構想の中で文化芸術ゾーンに位置づけられ中心市街地の貴重な土地として非常に高いポテンシャルを有しているところから教育委員会のご希望公民館でございましたが添えなかったものでございます。

次に、公募型プロポーザルによる売却のおたずねですが、公募型プロポーザル方式による売却は今年1月事務決済規定に基づき岡山市として決定したものです。

次に建物解体価格が示されていないがというお尋ねですが、建物解体価格の見積もりにつきましては優先権者の選定結果が出るまでの期間は開示しないとしておりました。

次に、市民の意見を聞かずになぜ売却を決めたのかということですが、未利用地の処分につきましては売却を基本とする方針を策定して基本的には一般競争入札による売却としました。しかしながらまちづくりの方針等に基づき活用方針を個別に定める必要があると判断したものはこの限りではないとし、当該跡地が岡山市都心創生まちづくり構想において文化技術ゾーンの一環として位置づけのあるポテンシャルの高い貴重な土地であるところから活用の提案を求める公募型プロポーザル方式による売却にしたところでございます。

なおスキームにつきましてはその時々で様々であります。旧東区役所跡地のときには募集をかける前に地元のご意見を聞いておりますが審査会に加わったものではありません。今回は外部有識者に選定委員会にご参加いただいておりますご意見を聞いたところです。

それから透明性の確保のおたずねですが、昨日羽場議員の個人質問、先ほどもお答え申し上げた通りでございます。以上です。

○菅野和良教育長

同じ項について、旧後楽館跡地についてと灘崎公民館についてのご質問をいただいております。

まず、旧後楽館跡地について、全庁的に協議したうえで決まった方針は、いつの何の協議か、また用途廃止と所管がえ、用途廃止の理由、売却も含めた民間活用を検討するためには教育委員会の見解ではないのか。またその決済をとることはいつだれが決めたのかというお尋ねにお答えします。昨年度の6月ごろから断続的に行われた財政局制作局との協議の中で旧後楽館中学校・高等学校跡地は文化芸術ゾーンに位置し、中心市街地であり非常にポテンシャルの高い土地であるので売却を含めた民間活用を検討するとの全庁的な方針が示されました。教育委員会としてはそれに沿うかたちで教財産としての用途廃止及び所管替えについて判断し決裁文書については平成28年8月10日に起案されたものであります。

次に灘崎公民館の移転問題ですが教育委員会の会議では協議しておりませんが今年の8月2日と8月9日に事務局内の政策会議において協議し、決定しております。

以上でございます。

○那須正己財政局長

陸運支局跡地と地域要望、図書館整備等について、市営住宅を除いた中区の住民一人当たりの市有施設の面積、現状認識、要望の具体化がどこの部局とどのような形で話をするのかというお尋ねでございます。

中区の住民一人当たりの市有施設の面積は平成 29 年 4 月 1 日時点で市営住宅を除き約 1.7 平方メートルとなっております。現状の認識というおたずねですが、市営住宅を除けばそういう数値であると確認しました。要望の具体化につきましては平成 28 年 12 月に関係部局に当該要望書の写しを配布しており必要に応じ各部局でお考えになるものと考えております。以上でございます。

○菅野和良教育長

同じ項、財政局以外の順次答弁してまいります。

まず図書館整備実施計画のどこを見直すのか見直しの中身とスケジュールは、サービスの在り方を見直すのかというおたずねですが、現在を見直しの内容やスケジュール等について詰めの検討を行っており、現段階では具体的な内容をお示しできませんが、施設機能とサービスは密接に関係していることから、幅広く検討したいと考えております。なお、詳細については、決まり次第、議会へ報告したいと考えております。

次に中区にだけ地区館がないなか地区館を設置するための整備実施計画を見直す必要性はない、サービスの充実は東部地区図書館の建設から始めるべきではないかというおたずねですが、岡山市全体として、社会経済状況の変化を踏まえた施策の優先度を考慮する必要があるとともに、公共施設マネジメントの観点や、現在取り組んでいるインターネット予約図書の受け取りモデル事業の実施状況なども踏まえる必要があることから、市立図書館全体として整備計画を見直してまいりたいと考えております。

次に、先行取得した図書館用地のために支払っている支払利息の問題にどのように対応するのかというおたずねですが、東部地区の図書館用地につきましては、支払利息を含めた課題解決を図っていくために、今後、早急に整備計画の見直しを行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

続いて貸出登録率と貸出登録者数が減少している理由ですが、議員お尋ねの貸出登録者数は、年度内に 1 回以上図書館を利用している貸出実人数のことで、それを本市の人口で割ったものが貸出登録率であります。

減少の理由としましては、市民のニーズに合った本が少なかったり、図書館からの情報発信が十分でなかったりするなどの面も考えられますが、正確には把握できておりません。今後、図書館整備計画の見直しをしていく中で、実施する市民アンケート等で原因についても調査してまいりたいと考えております。

最後に中区の市民に対する図書館サービスを含め東部地区図書館の必要性についての認識はというおたずねですが、東部地区の図書館整備につきましては、身近なところに図書館があることが理想的と考えますが、市としては、公共施設マネジメントの観点や、現在実施中の公民館でのインターネット予約図書のモデル事業の状況などを踏まえて、考えていかなければならない課題と認識しております。以上でございます。

○山上晃稔環境局長

ごみ政策のご質問に順次お答えしてまいります。

まず家庭ごみの減量化、資源化が進んでいないのではないかとのお尋ねでございます。家庭系ごみの排出量は、平成 21 年 2 月の家庭ごみ有料化により大幅に減少した後、平成 23

年度に若干の増加があったものの、平成 24 年度以降減少傾向にあり、減量化・資源化の効果はあったと考えます。

昨年度策定した「ごみ処理基本計画」では、さらなるごみの減量を行うため、家庭系可燃ごみの約 40 %を占める生ごみに注目し、生ごみの堆肥化に対する支援事業や食品ロス削減啓発事業など具体的な減量施策を盛り込んだところです。

今後も、資源循環型社会の構築に向けて、市民の皆様と一体となって 4R の取組みにより、平成 37 年度にはごみ排出量を 11 万 8 千トンまで削減したいと考えております。

次に、容器包装プラスチックについて、容器包装プラスチックのリサイクルコスト、7 億 5 千万円の詳細をとのおたづねでございます。家庭系可燃ごみの容器包装プラスチック製品の含有割合が、平成 24 年～26 年の 3 年平均で 10.01%あり、平成 26 年度の家庭系可燃ごみ量約 12 万 5 千トン、一般家庭の分別協力率を 60 %として、これらを乗じた計算結果、約 7,500 トンが容器包装プラスチックの量となります。

また分別収集し、リサイクルできない汚れたものなどを選別し、圧縮・梱包するためのコストは、他都市の試算の単価で、トン当たり約 10 万円かかるとされており、これに乗じた約 7 億 5 千万円がリサイクルコストとなります。

次に、1300 トンの CO₂ は、どこで削減するのかまた容器包装プラスチックのリサイクルの実施はどうするのかとおたづねでございます。

ごみの焼却により発生する CO₂ については、焼却場での発電により効率的なサーマルリサイクルを行い、削減に努めております。

容器包装リサイクルの実施につきましては、自治体の負担が大きく、拡大生産者責任の原則が十分に反映されていないこと、分別・リサイクルしたとしても、その多くが残渣として焼却処理されること、市の費用負担と市民の分別協力に伴う負担に見合う費用対効果が期待できないことなどの課題があり、当面は導入を行わず、現在のごみ減量化、資源化施策を十分実施することに全力を傾けることが望ましいと考えております。

次に、スプレー缶についてのおたづねでございます。

現在岡山市では、スプレー缶等は中身を完全に使い切ってから火器のないところで穴をあけ、資源化物として排出していただいております。他都市においては、スプレー缶等の穴あけ時に起こったガスへの引火が原因とみられる死亡事故等が発生しており、平成 27 年 6 月に国から、穴あけをしない方向が望ましい等周知する事務連絡が、通知されたところでございます。このことを踏まえ、岡山市では実施都市の対応方法も参考にしながら、安全な出し方、回収方法や処理費用等について検討をしているところでございます。

次に、この項最後になります。ごみステーションの設置・管理についてのお尋ねでございます。

岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例では、家庭系廃棄物の集積場は、あらかじめ市長の同意を得て、市民が共同で設置するものとしており、当該市民は清掃を行うこと等により、その集積場を適切に管理しなければならないと規定しております。

集積場の設置や管理を町内会に限定しているものではありませんが、集積場設置にかかる費用負担や永続的な管理責任を果たすため、ほとんどの集積場は、地域自治組織である町内会が設置・管理を担っておられるのが実態でございます。

町内会には入らないが町内会の集積場を使用したい旨の問合わせには、ごみステーショ

ンを利用する住民として必要な責務を果たす意思を町内会に伝えるなど、しっかりと話し合い、理解しあえるようアドバイスしております。

以上でございます。

下市このみ

それでは再質問に入ります。

今最初に市長からお話がありましたけれども、私は一問一答ですので頭からやっついていかないといけないので、一番最初のまず最初にどうして民間委託になったのか、民間売却になったのかというところからおたずねをしていきたいと思います。これ一番最初に申し上げたように、6月議会で検討に着手したい9月8日には売却を前提に検討したいというふうになりました。6月のときにはまだ売却は決まっていなかったわけですね。そのときにですね、あとの方で言っています。岡山市の保有する未利用地の処分に関する方針、財産活用の手引きですね、このなかにあるんですけども。このなかには決まっていなかったときには未利用地等にかかる民間活用アイデア募集実施要項、これに基づいて民間での活用の希望と市場性を把握するために民間での活用に関するアイデアの募集を行うとそういう要項があるんですけどもこれは実施しなかったんですか、しなくてもよかったんですか。

○那須正己財政局長

売却ということで、個別計画がございましたので、まちづくりの基本構想ですね、それに基づいて基本売却ということでとくにアイデア募集は行っていませんし、しなくてもいいものだと思っています。

下市このみ

財産活用の手引きの中にある要項ですけども、これはそのまましなくてもいいというそういう取り決めの要綱だということですか。

○那須正己財政局長

それはアイデア募集だという一つの方法だと思いますけれども、手続きを進めるにあたっての義務ではありません。

下市このみ

同じところで教育長におたずねをするんですが、この要綱の中に未利用地検討シートというのを所管課が書くというようになっているんですけども、こういうシートは書いたことがありますか。

○菅野和良教育長

このシートについては、私は見たことはございません。

下市このみ

私はですねしっかりと岡山市が5月17日に市長決済をしたということで、この一番最

初は、未利用地等の処分に関する方針ということで、売却を基本とし一般競争入札をするということが書かれていてもうひとつはまちづくりに必要な場合には、この限りではないということが書かれているそのあとに出てくるこの市長決済の要綱なんですね。だから私はこういう要綱に基づいて、行政をやっていくのかなと思ったんですが、この後楽館ではそれを行わなかった。で教育長のほうも、教育委員会の所管であるにもかかわらずこのシートも書いていない。なんでそういうふうにそのまましなかったのかなということが疑問なんですけれども、もう一回財政局長お願いできますか。

○那須正己財政局長

一般競争入札が原則です。一般競争入札は今回行っておりません。個別計画に基づいてプロポーザル方式で事業提案を受けて、決定したことでございます。以上でございます。

○大森雅夫市長

教育長も就任して間がないわけでありましてけれども、私自身はもう3年8か月、この問題ずっと、十分やらせていただいております。そういう面から教育長の所管の公民館の話ですけれども、そういったものも検討中に入れていくっていう話は検討対象にももちろんなったわけではありますけれども、この議会でも何度も申し上げましたけれども、そういう中心市街地のなかの賑わいだとか、そういったものにですねやはり資するものにしていかなくちゃならないという判断のもとにそれは公民館については、今回は難しいだろうという結論に至ったところでございます。十分検討はさせていただきます。

下市このみ

市役所全体で、個別のこのことについて協議をしたのだということなのですけれどもね、ただその協議の議事録とかが出てこないわけで、私たちには非常にわかりにくい。そういうやりかたであったということは指摘をしないといけないというふうに思っています。それでですね、透明性、公正性、先ほど市長のほうからお話がありましたけれども、しっかりやっているのだということでありました。そしたらもうひとつ聞きたいことがあるんですけれども、応募者にですね追加提出書類をお願いをしている件がございます。このことについて私が担当に聞きましたら、こう書いてあるんですよ。事業者選定の透明性及び公平性の確保のため、各社の提案事業の概要を差し支えない範囲で公表しながらすすめてまいりたい。こういう文書を発信していますけれども、間違いありませんよね。このことはどうなったのですか。

○那須正己財政局長

その文書は発しております。決定の際、記者会見の際のときに使わせていただきました。以上でございます。

下市このみ

ここにはですね、当該跡地活用事業は市民のみなさま方の関心が極めて高いので、透明性や公平性を確保するために当該追加資料は選定評価には影響しませんので、ということ

まで書いて、私はもっと前にこういうのが出てますよっていうのを示されるのかなと思っ
たんですけれども。そういうことではなかったんですかこの追加提出書類のお願いとい
うのは。

○那須正己財政局長

どこで出すかっていうことについては最終決定の段階で出しました。で、途中で使って
いくという考え方もいくらかありましたけれども、やはり公平にやって行くべきだろうと
いうことで途中では出していません。以上でございます。

下市このみ

公平性透明性、まあ公正性そういうものを担保するためにどういうふうやっていくか
の問題だと思うんですけれども、市長はできる限りはオープンにしてきた、たけどどうも
私たちから見るとわからないところがたくさんあるということで質問をしております。さ
きほど強い口調で市長から言われましたけれども、私としたらですね、私に入ってきてい
る情報の中でそういうことが起きていないということを確認したいということで質
問させていただいております。透明性の確保こそが公平公正な行政運営の要、政策形成過
程を含めた情報発信を積極的に行ってきた市長だからこそこういうことはないですよ
ねということの確認をさせていただいております。こういうことでよろしいですか。

時間があれなので次に行きたいと思います。

図書館整備についてなんですけれども、この今回中区の市有施設の面積についてお尋ね
しました。1.7㎡という答えがあったんですけれども、北区2.77、東区は3.47、南区は2.62
です。とてもアンバランスだと思うんですけれども、このことについてバランスをとると
いう考え方はないんでしょうか。

○菅野和良教育長

今、下市議員が尋ねられましたのは市有施設の現状ということでございますね。図書館
ではないと思うんですが。

○田尻祐二副議長

もう一回下市議員お願いします。

下市このみ

中区は市営住宅が多いのでということで聞きました。そうすると中区は1.7㎡ですなん
です。今申し上げたように北区は2.77、東区は3.47、南区は2.62ということになるん
ですけれども、一人当たりの市有施設の面積がこれだけ違うんですね、これ区ごとのバ
ランスをとっていくというお考えはないんですか。

○佐々木正士郎副市長

施設の平均面積でですね、バランスをとるということはそういう考えはございません。
基本的には、必要な施設は必要なところに貼り付けていくということでございますので、

単純に面積です。平均面積で何か貼り付けるとかそういうかたちで考えるということ
はございません。

下市このみ

市有施設っていうのは防災とかそういうときには防災拠点になるわけですよ。それが少ない
ということはそういう施設も少ないということになるんです。でも次に行きます。

図書館整備実施計画の見直しについてですけども、14年に教育長見直しをしています。
その時に市を取り巻く厳しい財政状況であったり、情報化の急速な進展があったので見直
しをするのだということで見直しをしました。

財政状況はその時と比べたらずっとよくなっていると思っていますけれどもこの部分は
なくなったんじゃないかなと思うんですけどどうですか。

○菅野和良教育長

財政ということもありますが、今後総合的にハードもそれからソフトも総合的に見直し
をしていくということで、再度の答弁になりますけど、幅広く検討してまいりたいと考
えております。以上です。

下市このみ

今回の見直しというのは、図書館整備とは違う市全体の建設計画のなかでのことだとい
う理解でよろしいですか。

○菅野和良教育長

市全体の公共施設個別計画の施設計画の見直しといいますかこの計画の作成期限は平成
32年度でありますけれども、それともリンクして図書館の先ほど申しましたようにハー
ド、ソフトそれぞれのサービスについて見直すと、早急に方向性を出してまいりたいとい
うふうに考えております。

下市このみ

25年に図書館の在り方についてというのを出されております。ここでは図書館は資料
と収集整備保存、提供するそういう役割があったり、それからいろんなことがあるんです
けれども最終的には読書会、研究会、鑑賞会などさまざまな学習の機会もこの図書館でや
っていくということで、箱がないとできないですね、図書館っていう場が必要だって私
は思うんですけども、教育長はいかがですか。

○菅野和良教育長

身近なところにそういった施設があるということは非常に有意義なことだとは思いま
すけれども、全市的な施設の計画の中で考えていくべきものであろうというふうに考
えております。以上でございます。

下市このみ

私は、前のところで答弁をやめてほしかった。教育長にはこの図書館っていうのが岡山市民にとってどういうものなのか、大事なものだよってということで必要性があるところでは頑張ってやってほしいというふうに私は思っているわけです。

最後にごみステーションのことでおたずねをいたします。最後の質問のところ、ごみステーションのセットや設置や管理はすべて任意団体の町内会には任せていないというご答弁がありました。いろいろとこのごみステーションについてはトラブルもあるところ、10戸以上の方が新たにごみステーションを設置することができますかお答えください。

○山上晃稔環境局長

10戸以上であればごみステーションが設置できるのかというおたずねでございます。岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則で、可燃及び不燃性のごみ集積場は、原則として住宅戸数が10戸以上の場合に設置するものと規定しておりますので、10戸であれば設置にかかる戸数条件は満たしております。